

内閣府「一日前プロジェクト」エピソード No.2

消防分団長でなければ、戻りたかった自宅 ～妻娘失い、行動の記憶ない～

古い防波堤の近くにある工場で地震に遭いました。外に出てみると地面が波打っていたので、揺れが収まってからポンプ車に乗り、海に近い水門を閉めに行きました。その後、警報が出て、家業の石材工場近くの水門も閉めに行き、付近の人を小学校へと避難誘導しました。

津波の情報も入らず、状況がわからないまま、小学校近くの水門を2人の団員と閉めに行き……大きな津波が来たのは、その直後でした。1人は川を流されてきて助かりましたが、1人はそのまま行方不明となり、あとで見つかりました。

避難先の小学校では、児童の家族が車で迎えに来たとき、引き渡すかどうかでもめました。安全を考え、留まるように説得したのですが…。更に悲しいことは、おばあさんが自転車で迎えに来て一緒に帰った小学生が、津波被害に遭ったこと。あのとき、止めておけばよかったと、悔やまれてなりません。

私も、妻と娘を亡くしました。消防分団長という立場もあり、地震の後、自宅に戻れなかったのです。しかし、戻っていたら、自分も流されたかもしれませぬ。今はまだ、妻子の最期の場所を見届けておきたい気持ちと、そこには足を踏み入れられないという複雑な気持ちでいっぱいです。

そこに立てるまでには、まだ時間がかかるかも知れません。

私には、震災直後の記憶が全くありません。消防分団長として目の前のことは処理していましたが、頭の中は家族のことだけでいっぱいでした。

(宮古市40代男性 消防団員 平成23年3月取材)



「一日前プロジェクト」とは、地震や水害・雪害などの自然災害で被災した方々や災害対応の経験をもつ方から、色々なお話を聞かせていただき、小さなエピソード（物語）として取りまとめる活動です。

こうしたエピソードをとりまとめることで、災害をイメージし、自分のこととして感じてもらうことにより、明日起きるかもしれない災害に、今日（一日前）から備えていただくことを目的としています。

●問い合わせ先 総務企画課まちづくりグループ防災係 ☎0146・47・2498

北方領土返還要求署名活動について

8月は「北方領土返還要求運動強調月間」です。我が国固有の領土である北方領土の早期返還の実現に向け、今年も署名活動を実施しておりますので、町民の皆さんのご協力をお願いいたします。

・期日：8月1日～8月31日 ・場所：新冠町役場1階ロビー

●問い合わせ先 総務企画課まちづくりグループ企画係 ☎0146・47・2498



ひとつひとつの住まいの今が、確かな未来を描きます。

震災後初の、
住まいに関する
大切な調査です。



インターネット回答も
可能です。

総務省統計局 検索

◎ 住まいから 描く日本の 未来地図

平成25年 10月1日(火)

住宅・土地 統計調査

一定の統計上の抽出方法に基づき選定された調査対象世帯に、調査員がお伺いします。ご回答いただいた内容は、統計法によって厳重に保護されますので、安心してご回答下さい。調査の結果は、皆さまの暮らしに役立てられます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

●問い合わせ先

総務企画課まちづくりグループ広報統計係 ☎0146・47・2498

役場からのお知らせ

-Niikappu Town Office Information-

社会全体で暴力団排除を推進し、安全で平穏な生活の実現のために！

『新冠町暴力団排除の推進に関する条例』を制定

— 平成25年9月1日から施行します —

平成25年第2回新冠町議会定例会で「新冠町暴力団排除の推進に関する条例」が可決され、平成25年9月1日から施行されることとなりましたので、条例の主な内容をお知らせします。

■条例制定の背景

近年、暴力団の活動は、経済社会の変化に伴い、資金獲得の手口もますます巧妙化するなど、その活動実態も不透明化している状況にあります。

このため、社会全体で暴力団を排除していくことが求められており、平成23年4月1日に「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行となり、これを受けて北海道及び北海道警察などの関係機関が連携し、暴力団排除を推進するべく、平成25年度で日高振興局管内7町を含めた、道内143市町村で条例が制定されます。

■条例の目的

この条例は、町民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、関係機関が一体となって、地域から暴力団を排除し町民の安全で平穏な生活を実現することを目的としています。

■条例の基本理念

暴力団排除・追放の「三ない運動」をスローガンとしています。

- 1 暴力団を「恐れない」
- 2 暴力団に「資金を提供しない」
- 3 暴力団を「利用しない」

以上、3点を基本として推進します。

■条例の主な内容

《町の役割》…4条関係

・暴力団の排除に関する施策を、道、警察、関係機関及び団体等と連携して実施します。

・暴力団の排除に資する情報を知ったときは、道、警察等の関係行政機関に情報の提供を行うとともに、安全が確保されるよう連携を図ります。

《町民、事業者の役割》…6条関係

・町が実施する暴力団排除に関する施策に協力す

るよう努めます。

・暴力団との関係を持たず、暴力団を利用することがないよう努めます。

・暴力団に関する情報を得たときは、町又は警察に情報を提供するよう努めます。

(情報提供としては、犯罪に関するもの、資金獲得活動など、暴力団の活動に関するものです。)

《町が講ずる措置》…7条及び8条関係

・公共事業等からの排除

(町が発注する事業などから暴力団関係業者を排除します。下請契約においても義務付けします。)

・公の施設の利用制限

(暴力団の活動に利用されると認められる場合は、不許可又は取り消しを行います。)

《青少年への教育等の措置》…11条関係

・暴力団が介在する犯罪その他行為から青少年を守るための教育、啓発等に取組みます。

《利益供与、暴力団の威力を利用する行為の禁止》…12条及び13条関係

・暴力団の威力を利用する目的や、暴力団の活動に協力する目的で、金品等の資金提供や利益供与をしてはいけません。

・債権回収、紛争の解決等を目的に暴力団の威力を利用してはいけません。

(この行為に違反した場合、町条例は処分規定まで設けていませんが、道条例により、事業者の違反に関しては、調査・勧告・公表などの行政措置が設けられています。)

■その他

本条例は、暴力団としての組織的な活動や暴力団員としての活動を排除することを趣旨としており、一個人としてのその者の存在を排除することや、その私生活に制限を加える趣旨のものではありません。

●問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ社会係

☎0146・47・2112 / FAX 0146・47・2496